

千葉県経常建設共同企業体取扱要綱

平成7年11月7日制定
最終改正令和6年3月18日

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県が発注する建設工事に係る経常建設共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）とは、中小建設業の振興を図るため、優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として結成された共同企業体であり、千葉県が発注する建設工事の施工を目的としているものをいう。

(構成員数)

第3条 経常JVの構成員の数は、2又は3社とする。

(構成員の資格)

第4条 経常JVの構成員は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 登録を受けようとする業種（以下「当該業種」という。）の建設業許可と有効な経営事項審査結果を有していること。
- (2) 登録を受けようとする千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）において、資格者名簿の有効期間の前に当該業種の入札参加資格審査を申請した者、又は登録されている者。
- (3) 当該業種についての施工実績を有する者。
- (4) 当該業種に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上ある者。
- (5) 当該業種に係る監理技術者又は主任技術者が存し、工事の施工に当たっては、法令の定めるところにより、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置できる者。
- (6) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の要件を満たす中小企業である者。
- (7) 県内に本店又は建設業法に基づく主たる営業所を有する者。

(組合せ)

第5条 経常JVの結成時及び資格審査の申請時において、次の各号に該当する者の組合せでなくてはならない。

- (1) 当該業種全てについて同一等級又は直近等級に属する者。
- (2) 当該業種全てについて新たに経常JVに付される等級が、構成員の等級のうちの最上位等級又は直近上位等級となる者。

(結成方法)

第6条 自主結成とする。

(登録)

第7条 一の企業が資格者名簿に登録することができる経常JVの数は、一とするものとする。

(出資比率)

第8条 構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、当該経常JVの構成員数に応じ、次の割合以上でなければならない。

構成員数	最小出資比率
2社	30%
3社	20%

(代表者)

第9条 代表者は、構成員において決定された者とし、その出資比率は、構成員中最大でなければならない。

(入札参加資格審査申請等)

第10条 経常JVは、別に定める期日に、電子情報処理組織を使用した建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格審査の申請後、入札参加資格審査申請書(経常建設共同企業体)を印刷し、次の各号の添付書類、経常建設共同企業体協定書(別記第1号様式)及び当該協定書第8条に基づく協定書(別記第2号様式)を添付し、知事に提出して審査を受けなければならない。

但し、資格者名簿に登録されている者の経常JVにあつては、第1号から第3号及び第5号から第10号の添付書類の添付は不要とする。

(1) 全ての構成員の営業所一覧表

(2) 全ての構成員の工事経歴書(入札参加希望業種のみ)

(但し、建設業許可に係る変更届出書に添付した工事経歴書の記載内容と同じ場合は省略することができる。)

(3) 全ての構成員の建設業労働災害防止協会の加入証明書の写し(但し、加入していない構成員のものは必要ない。)

(4) 全ての構成員のISOの要求事項の適合に係る登録証の写し(但し、登録のない構成員のものは必要ない。)

(5) 全ての構成員の障害者雇用状況報告書の報告者控えの写し又は報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金支給申請書の申請者控えの写し(但し、報告又は申請を行っていない構成員のものは必要ない。)

(6) 全ての構成員の合併・営業譲渡履歴書(但し、合併又は営業譲渡をしていない構成員のものは必要ない。)

(7) 全ての構成員の新規卒業者継続雇用申請書(但し、新規卒業者を採用し継続して雇用していない構成員のものは必要ない)

(8) 全ての構成員の次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条若しくは第15条の2、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条又は青少年の雇用の促進等に関する法律第15条の規定による厚生労働大臣の認定に係る認定通知書の写し(但し、認定を受けていない構成員のものは必要ない)

(9) 全ての構成員の次世代育成支援対策推進法第12条第4項又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第7項の規定による一般事業主行動計画の届出に係る届出書の写し(但し、届出をしていない構成員のものは必要ない)

(10) 全ての構成員の協力雇用主の登録申告書(但し、協力雇用主登録をしていない構成員のものは必要ない)

(11) 全ての構成員の申請しようとする業種の入札参加資格審査申請書の写し又は全ての構成員の資格者名簿登載通知書の写し

(12) 全ての構成員の「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の写し

2 知事は、第1項の申請があつたときは、審査を行い、審査結果を代表者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の審査により適格とされた者を資格者名簿に登録するものとする。

(入札参加資格審査)

第11条 経常JVの審査に当たっては、別に定めるところにより行うものとする。

(登録の制限)

第12条 資格者名簿に登録された経常JVの構成員は、次の各号に該当する場合を除き、他の経常JVの構成員として登録できない。

(1) 構成員となっていた経常JVが結成して1年以上経過した後、経常JVの契約期間の終了により解散した場合。

(2) 構成員となっていた経常JVが他の構成員の倒産又は解散等により経常JVの契約期間内に解散した場合。

(構成員変更の制限等)

第13条 資格者名簿に登録された経常JVの構成員の追加及び変更は認めない。また、構成員の変更又は減少した経常JVは、資格者名簿から抹消するものとする。

(その他)

第14条 本要綱及び他の規定に特別の定めのない事項については、経常JVの取扱いは単体に準ずるものとする。

附則

この要綱は、平成11年8月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年3月3日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年9月15日から施行し、令和6年4月1日以降の一般競争入札及び指名競争入札に参加する経常JVの取扱いに適用する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。